

短期給付等における公金受取口座の利用について

公的給付等を受け取るための口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等を実現するため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）」いわゆる「公金受取口座登録法」が令和 3 年 5 月 19 日に公布、順次施行され、令和 4 年 10 月 11 日から施行運用期間が開始されることとなっています。

それに伴い、地方公務員共済組合における短期給付等についても適用になり、各個人がマイナポータルで登録した公金受取口座の利用が開始されます。

ここで各種請求用紙につきまして、様式が新たに決定しました。様式はホームページの各種請求用紙欄に掲載しております。

令和 4 年 11 月以降は新様式でご提出をお願いいたします。

なお、すでにご提出いただいている分につきましては再度新様式でのご提出は不要であることを申し添えます。

記

1. 埋葬料・埋葬料附加金・家族埋葬料・家族埋葬料附加金請求書
2. 短期給付金遺族口座振込依頼書
3. 任意継続掛金（介護掛金）還付金請求書

埋葬料等の事務担当は、保険健康課給付班
任意継続掛金の事務担当は、資格管理課資格・調査班